

7. 2003年度人権擁護と危機管理

関西学院大学では、1971年に商学部の英語クラスで起こった差別事件を契機に、部落問題、在日朝鮮人問題、障害者問題、女性問題を中心に、様々な人権問題に対する取り組みを推進してきた。例えば、総合コース等での人権科目の開講、大学主催人権問題講演会をはじめとした各種の講演会、新入生を対象とした各学部での講演会、教職員に対する啓発研修会などである。これらの取り組みは、大学構成員の一人一人が人権について鋭い感覚を養い、教職員が人権を尊重して教育・研究にあたることにおいて一定の成果を挙げている。さらに2003年度以降、新たに「人権研修プログラム」を実施する。新任教職員は必須、在職教職員は任意の参加とし、人権教育研究室の全面的な協力を得て、人権問題全般を扱う半日の研修会を行う。

1999年4月に、いわゆる「男女雇用機会均等法」が改正されて以後は、従来からの取り組みに加えて、人権擁護と危機管理の両方の側面から、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発にも取り組んでいる。

1999年に「セクシュアル・ハラスメント相談規程」を制定し、学内における具体的なセクシュアル・ハラスメント事象に対応するための相談制度を整備するとともに、「セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」を制定し、特に深刻なケースにおいては事実関係を確認できる体制を整えている。同時に「関西学院大学セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」と「セクシュアル・ハラスメント相談員一覧」を作成し、各相談受付窓口を設置した。ガイドラインについては、2000年12月にセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン編集委員会を設置し、各学部から選出された委員により、より具体的な事例を盛り込み、また適当な表現に改めるべく、大幅な改訂を行った。その際には、学生が実施しまとめた『セクシュアル・ハラスメント・ガイドラインの改正のためのアンケート』調査報告も参考にした。問題が起こった時のみではなく、日常的な意識啓発を行わなければならないとの考えから、このガイドラインについて、2001年度からは、日本語版を全学生・非専任を含む全教職員に、英語版を専任教員全員・各事務室・必要に応じて学生に配付し、全構成員に内容の周知徹底を図っている。さらに、全教職員を対象とした啓発ビデオ上映会、啓発ポスターの作成、大学主催人権問題講演会なども実施している。

しかし、現実にセクシュアル・ハラスメント相談員のもとには年間数件の相談が寄せられている。その際、大学は訴えた者のプライバシー保護はもちろんのこと、訴えられた者についても不当な人権侵害とならないように配慮しながら、規程に定められたプロセスに沿って、訴えた者の大学に対する公正な判断への期待に応えることが求められる。この観点から、相談員に対するガイダンスや研修も必要である。場合によっては、相談員を精神面でサポートする体制も必要となり、検討が望まれる。

事柄が特に深刻な場合には、大学は、社会的責任を持つ教育機関として説明責任を負うことになる。その際には、個人のプライバシーに最大限の配慮を行った上で、可能な形で事実を公表することが求められるが、事実確認もされないままに情報が流出し、根拠のない噂が学内・学外に広く流布することが生じることを防止するための情報管理と、そのような状況が生じた場合の危機管理としての対策が講じられなければならない。

セクシュアル・ハラスメント問題への対応は大学の自治の理念に基づいた教育環境に対する自浄努力であること、また、セクシュアル・ハラスメントが個人の人権を侵害する問題であると同時に、大学にとっても社会的

な信用を失うなど、回復しがたい深刻な状況を招く問題であることを大学の構成員が認識する必要がある。今後とも様々な形での啓発・研修が望まれる。

また、近年問題に取り上げられるようになってきているアカデミック・ハラスメントへの対応及び制度の整備についても今後検討が必要である。